

『2024年度 2027年国際園芸博覧会 参加ガイドライン「通関・検疫・輸送」作成支援等業務委託』の一般競争入札での質問と回答

No,	質問カテゴリー	質問内容	回答
1	業務内容3.1(2)	「参加者または物流事業者へ通知する書面の作成」とはどのような書面をイメージされていますでしょうか？記載されている「貨物搬入出車両通行許可証」とは別の書面となりますでしょうか？	博覧会会場に貨物を搬入する際の搬入ルートや入退場ゲートの位置、事前手続き、会場に入場した後のルール、納品時間等遵守しなければならない事項を通知する書面になります。参加ガイドラインの貨物の搬入出部分を簡単に分かりやすく説明したイメージとなります。 「貨物搬出入車両通行許可証」とは別の書面となります。
2	業務内容3.1(3)	「届出が必要な料金の申請書の作成と申請支援」とありますが、行政書士の独占業務（官公署に提出する書類の作成、代理、相談業務）に該当するものは含まれていない、という認識でよかったですでしょうか？	行政書士の独占業務に該当するものは含まれません。ただし、必要となる資料等の作成支援は対象となります。
3	業務内容3.1(3)	園芸博覧会協会様として、貨物利用運送事業者となることも想定されていますでしょうか？	協会が貨物利用運送事業者となることも想定しています。
4	業務内容3.1(4)	「協会内関係課との調整」とは、具体的にどのような業務（調整）を想定されていますでしょうか？	公式参加者に向けた申請書類の様式や説明資料の作成に当たっての、必要事項の確認等を想定しています。
5	業務内容3.1(5)	「(5) 動物検疫・植物検査等の物流での検疫手続きについて」と記載されていますが、その下の説明文を見ると、「動物検疫・植物検査等」ではなく「動物検疫・食品検査等」が正しいのではないのでしょうか？	本委託は参加ガイドライン「通関・検疫・輸送」作成支援等業務ですので、大項目としては植物に関する内容も含まれます。ただし、小項目の「検疫手続きの整理」では括弧書きで（植物検疫を除く）とありますので、植物検疫手続きの整理は対象外となります。
6	業務内容3.1(5)	1ポツ目に「植物検疫を除く」とありますが、2ポツ目の内容にあるフロー作成については、植物検疫のフロー作成は必要となりますでしょうか？	必要となる場合もあります。
7	業務内容3.2	作成する資料として「発注者が貸与した資料を整理したもの」とありますが、どのような資料を想定されていますでしょうか？資料の種別や分量等が分かっていたらご教示願います。	資料とは協議会メンバーにその開催回ごとに配布するものとなります。貸与した資料を配布用に整理する程度と考えています。
		以下余白	